

令和4年度大学入学者選抜実施要項（令和3年6月4日）に関するQ&A（令和4年2月8日更新）（抄）

※下線部について更新

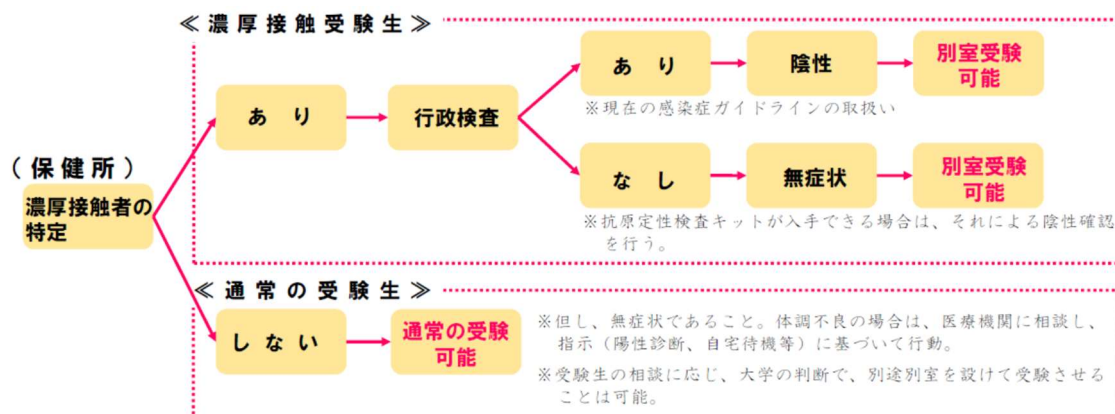
Q63 オミクロン株の感染拡大により、保健所が濃厚接触者の特定を行えない、もしくは特定をしないと言っているが、特定されていない場合は受験させてもいいのか。

A 特定を行わないこととした自治体の受験生は、濃厚接触者として特定されていない以上、通常通り受験することが可能です。ただし、受験当日も無症状であることは必須であり、発熱・咳等の症状があるなど体調不良の場合は、まずは、かかりつけ医等身近な医療機関に電話で相談し、その指示に基づいて行動するようにしてください。

Q64-1 新型コロナウイルスの感染が急拡大する中、保健所業務の逼迫を理由に濃厚接触者の認定後、行政検査が実施できない自治体の受験生は受験できないのか。

A 行政検査の結果が得られないため、可能であれば抗原定性検査キットにより陰性確認を行った上で、発熱・咳等の症状がなければ、別室での受験が可能です。なお、当該キットが入手できない場合は、発熱・咳等の症状がないことを十分に確認した上で、別室での受験が可能です。ただし、当該取扱いは、あくまで保健所業務の逼迫により、行政検査の実施ができない場合に限るため、今後取扱いが変更となる可能性があります。

(Q63, Q64-1に関する参考資料)



Q64-2 Q64-1 の場合において、行政検査が実施できない自治体の受験生は無症状であれば受験できるとしたことに関連し、タクシー、ハイヤー、海上タクシーの利用の際の行政検査の取扱いについてはどうなるのか。

A 行政検査の結果が得られないため、抗原定性検査キットにより陰性確認を行い、保健所等の逼迫により行政検査が受けられないこと、無症状であることを告げた上で、予約を行い、他の乗客と乗り合わせずに利用して下さい。